

軽井沢町で

令和5年

4月6日(木)

～

4月19日(水)まで

小型無人機(ドローンなど)

は飛ばせません。

小型無人機ってなに？

- ・ドローン
- ・ラジコンヘリコプター
- ・ラジコン飛行機

など、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもののことです。



住民のみなさまへ

4月16日(日)～18日(火)に開催される『G7外相会合』に伴い、4月6日(木)から4月19日(水)の間、町内全域で小型無人機(ドローンなど)の飛行が町の条例で規制されます。

この条例は、軽井沢町を訪れる各国の要人の方々への危険を未然に防止し、会議が円滑に実施されること及び地域の安全の確保を目的としています。

G7外相会合の成功に向け、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。